

(3) 法人市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所を有する法人等にかかる税金で、均等割と法人税割から構成されています。

ア 法人の市民税を納める人（納税義務者）

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮、宿泊所等がある法人で市内に事務所、事業所がないもの	○	—
市内に事務所、事業所等がある公益法人等または法人でない社団等で収益事業を行っているもの	○	○
市内に事務所、事業所がある公共法人、または公益法人等で収益事業を行わないもの (ただし、地方税法第296条第1項第1号及び第2号に掲げる法人は除く※)	○	—

※地方税法

第296条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- 二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等
- 2 市町村は、前項各号に掲げる者に対しては、市町村民税の法人税割を課することができない。ただし、同項第二号に掲げる者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。
- 3 前二項の収益事業の範囲は、政令で定める。

イ 均等割

法人の市民税の均等割は、法人の所得の有無にかかわらず課税されるもので、次の計算式によって求められます。

$$\frac{\text{事業所等を有していた月数}}{12 \text{ カ月}} \times \text{年額} = \text{均等割額}$$

資本金等の金額※ ¹	従業者数※ ²	年額
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
上記以外の法人等	—	60,000円

※1 資本金等の金額は、事業年度の末日における法人税法第2条で規定する法人が株主等から出資を受けた金額をいいます。平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額」が「資本金の額＋資本準備金の額」を下回る場合、「資本金の額＋資本準備金の額」となります。

※2 従業者数は、事業年度の末日における市内にある事務所、事業所または寮等の従業者の合計数となります。

ウ 法人税割

法人税割とは、法人の所得の大きさにより負担するもので、その基礎となる課税標準額は、法人税額（国税）を用いています。※地方法人税（道税）は含みません。

税率と計算式は下記のように定められています。

・令和元年9月30日までに開始した事業年度の法人税割

$$\text{法人税額} \times \text{税率}(12.1\%) = \text{法人税割額}$$

・令和元年10月1日以降に開始する事業年度の法人税割

$$\text{法人税額} \times \text{税率}(8.4\%) = \text{法人税割額}$$

エ 申告と納付

法人の市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、法人等がその納付すべき税額を計算して市役所へ申告書を提出するとともに、その申告した税金を納めていただくことになっています。

法人市民税の申告には、中間申告（予定申告）・確定申告があり、決算時期や法人税割課税額により発生する申告義務が異なります。

※申告に遅滞がある場合は延滞金等の不利益を被る可能性があります。

申告時期	申告の種類	申告義務・期限及び納付税額
事業年度の 6カ月経過後	予定申告 中間申告	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内 ・ 予定申告（前期の申告実績額を基礎とする場合） 均等割額の年額の1/2と前事業年度の法人税割額の1/2との合計額 ・ 中間申告（仮決算の場合または法人税額が20万円以上の法人）均等割額の1/2とその事業年度開始の日以後6カ月の期間を1事業年度とみなして算定した法人税割額との合計額
事業年度の 1年経過後	確定申告	事業年度終了の日から、原則として2カ月以内 申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額。 なお、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額